地域密着型特別養護老人ホーム朝霞苑
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護
利用契約書

契約者ならびに事業者は、事業者が提供する短期入所生活介護サービスの利用について、次のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

2 事業者は、短期入所生活介護計画を作成し、事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間等について説明するものとします。

3 利用料等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条 （契約の期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援及び要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 （短期入所生活介護計画の決定・変更）

1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画作成がされていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成をします。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者に書面にて交付するとともに、その内容を契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合は、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

第4条 （介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のお世話等を提供するものとします。

第5条 （介護保険給付対象外のサービス）

1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に記載のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

第6条 （契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間を言います。

第7条 （運営規定・契約事項の遵守）

1 事業者は、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置し、契約者に対して本契約に基づく施設サービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 事業者、契約者ともに契約事項を遵守するものとします。また、事業者が契約事項を変更する場合は、契約者及びその家族等に対して変更の内容を説明することとします。

3 契約者が前項の変更に同意することができない場合には、契約者あるいは事業者により、本契約を解約できるものとします。

第8条 （サービス利用料金の支払い）

1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金（自己負担分：介護保険負担割合に基づく額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

第9条 （利用の中止・変更・追加）

1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。

3 契約者は第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

4 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金の支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

5 第3項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条 （利用料金の変更）

1 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の7日前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者が、前1項及び2項に掲げる利用料金の変更に同意することができない場合には、契約者あるいは事業者により、本契約を解約できるものとします。

第11条 （事業者及び施設従業員の義務）

1 事業者及び施設従業員はサービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業者の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者及び施設従業員は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

4 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。尚、記録等の開示請求にかかる費用は、請求者の負担とします。

5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条 （守秘義務等）

1 事業者及び施設従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た、契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、前項の規定に関わらず、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は守秘義務違反の責任を負わないものとします。

3 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た契約者や契約者の家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

4 事業者は、介護保険法等関係法令等に基づいて情報の提出を求められた場合、並びに医療介護等のサービスの提供上または緊急を要する場合には、契約者に関する心身等や家族等の情報を関係法令の管理監督機関並びに医療介護関係機関等に提供できるものとし、契約者は本契約の締結をもってこれに同意したものとします。

第13条 （契約者の施設利用上の注意義務等）

1 契約者は居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 契約者は、契約者が事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。（原状回復の義務）

4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約責任者と事業者との協儀により、居室又は共有施設、設備の利用方法などを決定するものとします。

第14条 （契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。該当行為が認められた場合には、本契約を解除する場合があります。尚、本条においては、契約者の家族等も含むものとします。

(1)敷地内での喫煙、特別に許可している場合を除く飲酒

(2)他の利用者又は施設従業員等に対するハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為を行うこと

(3)金品の持ち込み、その他決められたもの以外の持ち込み

(4)その他施設の安全・平穏を脅かす恐れがあると事業者が判断する行為・行動

第15条 （損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者又は契約者に過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1)契約者が契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(2)契約者が、契約者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(3)契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(4)契約者又は契約者が、事業者及び施設従業員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第17条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供する義務をおいません。

2 前項の場合には、事業者は、契約者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第18条 （契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1)契約者が死亡した場合

(2)契約者が、他の介護保険施設に入所した場合

(3)要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

(4)事業者が解散命令を受けた場合、または破産した場合、あるいはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(5)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不能になった場合

(6)事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(7)第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項(1)及び(2)を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めるものとします。

第19条 （契約者からの中途解約）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1)第7条第3項又は第10条第3項により本契約を解約する場合

(2)契約者が入院した場合

(3)契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第20条 （契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくは施設従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1)事業者もしくは施設従業員が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。

(2)事業者もしくは施設従業員が第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3)事業者もしくは施設従業員が故意又は過失により契約者又は契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為や著しい不信行為、その他ハラスメントに該当する行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4)他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第21条 （事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。尚、本条においては、契約者の家族等も含むものとします。

(1)契約者が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2)契約者による、第8条第1項から第2項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合

(3)契約者が、故意又は重大な過失により、事業者及び施設従業員、他の利用者、その他関係者に対して、その者の生命・身体・財物・信用等を傷つける行為や著しい不信行為、その他ハラスメントに該当する行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4)契約者が、事業者及び施設従業員、その他関係者に関してSNS(ソーシャルネットワークサービス)等への誹謗中傷を書き込みしたことが発覚した場合

第22条 （サービスの提供の中止）

契約者が、事業者の短期入所生活介護サービスを利用している期間内において、以下の事由に該当する場合には、短期入所生活介護サービスの提供を中止することができるものとします。

(1) 契約者が、利用期間の途中に退所を希望した場合

(2)入所日及び利用期間中に健康チェックの結果、契約者の体調が優れないことが判明した場合

(3) 契約者及びその家族等が、故意又は重大な過失により、事業者及び施設従業員、他の利用者、その他関係者に対して、その者の生命・身体・財物・信用等を傷つける行為や著しい不信行為、その他ハラスメントに該当する行為等を行った場合

第23条 （精算）

第18条第1項(2)から(6)により本契約が終了した場合において、契約者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約者は契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第24条 （苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの相談・苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、誠意をもって対処するものとします。

第25条 （協議事項）

本契約に定められていない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、契約者と事業者の双方は誠意を持って協議の上、定めるものとします。

第26条 （裁判管轄）

事業者ならびに契約者は、本契約に基づいて両当事者間に生じる一切の訴訟について、事業者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに予め合意します

【付則】

令和８年９月１日、一部条文の追加及び変更を施行する。